「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月17日（火）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「キッズプラザ運営補助事業」

**（事務局）**　それでは、病院局事業所管事業についての議論を終わりたいと思います。続きまして、教育委員会事務局のキッズプラザ運営補助事業。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

**（改革ＰＴ）**　事業再構築担当部長、長沢です、よろしくお願いいたします。

キッズプラザですけれども、子どものための遊び体験学習施設といたしまして、大阪市の北区扇町の関西テレビが保有しておるビルの中に大阪市が賃借をして運営しておるものでございまして、教育振興公社に対しまして運営補助を出しておりますのと、あと不動産賃借料を大阪市が借りてるということで、賃借料３億5,300万円、運営補助が１億500万円という状況でございます。

見直しの考え方ですけれども、他都市比較をいたしましても類似施設、これだけのものはなかなかないということで見直しをしていきたいと考えております。

また、事業効果も広範囲に及んでおりまして、一基礎自治体として持つべきではないということで廃止ということで考えております。

また、府立のビッグバンとの重複感についても統合本部で議論をされておるところでございます。

実施時期につきましては平成29年３月まで、所有者である関西テレビとの契約を変更できないという事情がございますので、29年３月末をもって廃止ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**（事務局）**　引き続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。発言の際には、補職名と氏名を名乗ってください。

**（教育委員会事務局）**　教育長の永井でございます。よろしくお願いします。

キッズプラザ大阪、趣旨目的は先ほど御紹介のあったとおりですけれども、本来でしたら大阪市の施設として条例設置という姿が本来かもわかりませんけれども、ここは

扇町公園の再整備に係るコンペの結果を受けて、土地信託方式で事業展開いたしましたので、財団法人大阪市教育振興公社が運営主体、直営施設と同じような形でということで大阪市がずっと補助を続けてるという状態でございます。キッズプラザ大阪の管理運営費の一部について本市が１／２補助してるんで、床については本市が直接借り上げをしてるという状況でございます。

本市からの補助を入れることで入館料を低く設定をして利用促進を図っておりまして、年間40万人を超える子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供いたしております。結果として子どもたちの健全育成を図ってる、また、大阪市域に限らず、広く大阪圏域の人々を引きつけて、地域周辺の振興、発展にも寄与してる状況でございます。

キッズプラザ大阪での体験を教育課程の一環として活用できるようなプログラムを独自に開発、研究いたしておりまして、学校、あるいは幼稚園が校外学習の場として活用を十分できる状況になってございます。

今回のプロジェクトチームの試案では、事業範囲が広範囲であるので、基礎自治体ということではなくて広域でということでございますけれども、現在、府市統合本部において大阪府立の大型児童館、ビッグバンとのあり方について検討が行われてるところでございます。キッズプラザは21年度のアンケートでは、いわゆる来館者、利用者の26％が大阪市内から、府下からが33.3％、大阪府以外、他府県からが40.7％ということで、４分の３が市外からの来館者ということになってございますことから、府市再編後はやはり広域自治体の施設として議論していく、これは必要があるかと思っております。

ただ、ビッグバンとキッズプラザ大阪は施設の内容が少し異なっておりまして、ビッグバンは大型の児童館、キッズプラザは子どものための遊び体験型の学習機関ということで事業内容が異なるということと、地理的にも大阪府域の北部と南部ということで異なってるということで、両施設とも多くの入館者、ビッグバンが大体年間27万人、キッズが42万人ということでございますので、どちらか一方ということがいいのか、あるいは両方、大阪府下の二つの施設という形がいいのかということで議論していく必要があるのかと思っております。

一方、キッズに関しましては、土地信託が終わりますときに、19年５月の市会で、施設の機能が損なわれることのないように市が適切な処置を講じることという市会の附

帯決議がついておりますことと、先ほども御紹介ございましたけども、キッズが今、入っております関西テレビのビルとの関係で、平成39年度末まで賃貸借契約がございます。平成29年まではその賃貸借契約をいじることができないという形になってございます。そういった形で今後のありようについては議論をしていただいて結構かと思います。

一方で、歳入を上げるという形で、例えば４分の３が市域外であれば、市外からの利用者を料金に差をつけたらどうかというのもございますけど、既にいわゆる団体利用につきましては、市外の利用者については市内よりも高い料金設定といたしておりますので、経費の節減という意味ではキッズの運営をいかに効率的にするかということに尽きると思っております。

以上でございます。

**（事務局）**　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。時間を過ぎても中断はいたしませんが、15分を過ぎたら合図に呼び鈴を鳴らしますので、円滑な進行にご協力を、よろしくお願いします。

**（改革ＰＴ）**　最後におっしゃられたように、大変高コストというところが一番問題ではないかということで、これ、この施設をいつまでも教育振興公社に任せておいていいのかということで、料金も小中学生600円ということで、ただ、団体割り引きですと、市内200円、市外300円と大分安くなるような感じはございますけれども、高コストとこの値段ということで、もう少し民間の努力といいますか、そういう観点での事業の再構築ということも考えていただかなくてはいけないのかな。不動産賃借料についても大変高額な、立地もいいということでございますので、大変高額になっておりますので、教育振興公社ということにこだわらずに、民間の運営で何とかできないかという観点と、また、広域の先ほどございましたように、４割が他府県からという状況でございますので、やはりこれ、一自治体で運営していくのはもう限界があるのではないかと考えております。今後、どう経営していくかという観点についてはどういう考えなんでしょうか。

**（教育委員会事務局）**　実態としてキッズプラザ大阪の運営が教育振興公社の、むしろ経営の圧迫をしているといいますか、決してキッズをやることで公社がもうかるということはありませんので、辛うじて続けているという状況ですから、公社のことでいきますとこのままの運営状態でいいのかどうかという議論がありますけれども、もとも

と申し上げましたように、大阪市が条例で設置をして管理者としておれば、恐らく今ごろ指定管理という形で、ほかの博物館と同じような運営になってたと思うんですけれども、そういう経過がないということと、ここの土地信託が非常に大阪市にとってプラスに当たる、もう既に土地信託終えておりますけれども、大変財政的にも大阪市に寄与してきたという経過も考えますと、何らかの形でそこのキッズパーク構想全体を維持していく必要があろうかと思っております。大阪市の関与についても、これまでの経過からいけば理解が得られるんではないかと思っております。

**（改革ＰＴ）**　今のお話でいきますと、むしろキッズの運営自体が公社の経営を圧迫してる要素もあるということでいきますと、逆にこれは施設自体がやはり高コストの施設だという評価になるんかなと思うんですけれども、それであり、かつこの施設が非常に有用な施設であり、条例設置してでも存続させていかなければならない施設なんだということであれば、この4億6千万円、毎年大阪市が４分の１の市民利用しかないにもかかわらず、大阪市の税金で4億6千万円毎年投入するということに対してどう説明するのかというそこが問われるべきじゃないかなと思います。それが府外越えて利用者が来てるということであれば、負担を利用者に課すのか、それによってその効果を受けている、本来条例設置すべきである施設だということであれば自治体に課すのか、そういう工夫を今、府市で議論してる、その間でも検討していくべきではないかなと思うんですけど、この点はいかがですか。

**（教育委員会事務局）**　申し上げてますように、確かにいわゆる市民以外の利用が非常に高いということですから、広域で議論をしていただきたいとは思います。ただ、申し上げてませんけど、ビッグバンのほうは条例設置で指定管理、こちらは振興公社の自主運営ということで性格が違いますので、そこをどう合わせていくのかというところがある。基本的には府下全体で子ども施設としてどうなのかという議論をしていく必要があろうかと思ってます。そんな中で私どもとしては、やはり扇町のあの地域に非常に集客力もありますから、周辺の商店含めて集客機能というのは必要でしょうから、キッズの運営自体は存続していく、ただ、どこがどういう主体でどう経営していくかというのは府市統合本部での議論が必要かなと思っております。その場合にちょっと条例設置ではないというところが、そもそも大阪市の関与の仕方が、おっしゃられてますようにお金の面だけというちょっと不思議な施設でございますので、そのあたりの整理も必要かと思います。

（改革ＰＴ）　例えば料金設定とか、そういう部分に関して余り大阪市としては振興公社に言えないという、そういう関係になってるんですか。

（教育委員会事務局）　そうですね、かなり無理をさせてる面があります。

（改革ＰＴ）　無理といいますか、そもそも条例設置でないという関係ということですね。であれば、逆にほかの自治体が恩恵をこうむってるわけですよね。その部分に対して何がしかの検討を進めていくということもあり得るんじゃないかなと思うんですけど、今、ビッグバンが条例施設であり、キッズプラザがそうでないということで、府市統合本部でいろいろ議論されてる中で、それに時間がかかるということであれば、その期間をどう過ごすのかという点で、そこをどう考えていくかということについてのお考えをお聞きしたいんですけど。

（教育委員会事務局）　一つは現在の関西テレビさんとの賃貸借契約が一定期間条件変更できませんので、その間は現行の形で運営せざるを得ないと思ってますけれども、それ以降、例えば先ほどおっしゃってましたように、この施設のものをどこか買い手があって運営をやってくれるということならいいんですけれども、やっぱり現在のこのお金の回りぐあいを見ると、なかなか企業としての経営というのは難しいかもわかりません。例えばこのビルの所有者さんが実施されるということであれば別かもわかりませんけども、そういうことはありませんので、どういった形で進めていくのか。

（改革ＰＴ）　ちょっと何かすれ違いになってるような感じがするんですけど、端的に申し上げますと、先ほど病院での議論でもあったんですけれども、例えば大阪府民が利用してるじゃないか、あるいは隣接市民が利用してるんじゃないかということであれば、その利用に供してる施設の運営経費を４分の１しか利用してない大阪市民の市税で賄うことについて何か検討できないかというそういうことなんですけれども。

（教育委員会事務局）　そういう意味ではおっしゃるとおりだと思います。要するに大阪市の財政に余裕がある場合であればあれですけど、これだけ厳しい状況になってきて、市民利用の度合いが高くない設備にどれだけ金を入れるかとなると、ただ、一方で、広域から人を集めて、それが地域の活性化につながってるという面は、これはキッズプラザとはちょっと違う話になりますけれども、年間40万人の人があそこへ来て消費してるということをどう考えるかということも検討はいただきたいと思います。

（改革ＰＴ）　集客といいますか、活性化の効果というのも見るべきだというのは、それはそうなのかもわかりませんけれども、さりとて全額ということにもならないのかな

と思います。

**（橋下市長）**　土地信託ではプラスなんですか。

**（教育委員会事務局）**　はい、土地信託で、一応もう売却しましたけれども、かなりの金額を。

**（橋下市長）**　どれぐらいプラスになりましたか。

**（教育委員会事務局）**　100億円ぐらい。

**（橋下市長）**　ああ、そうなんですか。もう土地信託ということは一部大阪市の土地だったんですかね。

**（教育委員会事務局）**　ここの土地の上にビルを建てて、その中にキッズが入ってるという形なんですけれども、うちの床を売ったという形が先ほどのお話で。

**（橋下市長）**　土地信託事業ということは、大阪市の土地を信託にしたんではないんですか。

**（教育委員会事務局）**　そうです、もともと工業研究施設。

**（橋下市長）**　ああ、そうなんですか、もともと大阪市の土地で。関テレのほうに賃料を払うような仕組みにしてるんですか。その賃料を支払うのは大阪市が支払うんですか。

**（教育委員会事務局）**　もともと土地信託を続けておりますときは公社が賃貸をしておりますので公社が払うんですけれども、いわゆる運営経費として、先ほど申し上げたように本来であれば条例施設で市が設置すべきという状況もありましたから、それと同種ということで賃料、あるいは運営経費は大阪市が払う。それを補助金の見直しで止めましたので、そのかわり床は直接、大阪市が今、借り上げしてるという状況です。

**（橋下市長）**　関西テレビ。

**（教育委員会事務局）**　はい、そうです。

**（橋下市長）**　そういう契約にした。

**（教育委員会事務局）**　はい、そうです。今、三者契約になってる。

**（橋下市長）**　でも、事業自体は公社の事業。

**（教育委員会事務局）**　そうです。このキッズプラザ大阪については、大阪市の条例上、どこにも表現がありませんので、教育振興公社が自主事業としてやってる。

**（橋下市長）**　だけど、賃料は払っても、賃料を公社の事業に対して払うというのは、それはどういう。

**（教育委員会事務局）**　ですから、その辺がもともと条例設置ではなく土地信託で来たと

いうことと、土地信託が終わりましたときに、引き続き一方で先ほどの市会の議決のように、キッズプラザの機能を損なわないようにという市会の議決もいただいてますので、引き続き運営するために大阪市が床を関テレから借りて公社に使わせてるという、無償で使わせてる。

**（橋下市長）**　無償ですよね。

**（教育委員会事務局）**　はい。

**（橋下市長）**　この運営自体これはだから幾ら自主事業といっても、全部、賃料分から何から受け取ってるわけじゃないですか、それはどう考えても。

**（教育委員会事務局）**　そういう構造になってしまってるのがちょっと異例な形だと思うんですけど、本来であれば例えば条例設置の場合、いわゆる指定管理に出してる世界だと思うんですけど、その場合は、指定管理出してる場合は賃料は当然、大阪市が負担をしてやっておりますので、それとニアリーな形ではあるんですけれども、ただ、理屈が公社の自主事業といいながら賃料を出してるというあたりが少しイレギュラーな面が。それは先ほど申し上げた地域の活性化も含めたキッズプラザを維持をするためにこういう形をとってるという。

**（橋下市長）**　ですから、だから実態面でも市は賃料払って何してるということだったら、運営は公社に縛られる必要ないんじゃないですかね。

**（教育委員会事務局）**　そういう組み立て直しというのはありだと思います。

**（橋下市長）**　そこはどうなんですか。廃止の前、廃止かどうかの議論の前に。いや、実態面としてはもう市が丸抱えで税をやってるのに、公社だけに特別の地位を与えてるような形に、仕組み上はそうなってるというだけの話なので、別に公社にそんな３億何ぼの賃料分を支払いする必要ないじゃないですか。

**（改革ＰＴ）**　そこが逆に公社を今、経営圧迫するほどの運営をしてもらってるから、そこに賃料をかぶせていくことはとてもできないという、そういう仕組みになっちゃってるんですね。

**（橋下市長）**　だから、そこは要は公社以外のところに入ってもらうということはプラスにならないんですか。

**（改革ＰＴ）**　そうすると、キッズの事業をどこで運営するかという問題が出てきます。

**（橋下市長）**　公社以外で運営できないんですか。

**（改革ＰＴ）**　それが冒頭確認しますと、事業自体がもう既に公社の運営自体、経営自体

を圧迫してるということだから、冒頭確認させていただいたところによると不採算施設だという、今、４億数千万円の補助をしてるけども、年間1,600万円ほどの赤になってるという、それだけの財政的支援をしていながらも1,600万円の赤字になってる、そういう施設だから、逆に今、公社でない運営主体を見つけたとしても難しいだろうということになるのかなという、これは推測なんで。

**（教育委員会事務局）**　公社だから持ち出しをしてやってくれてるんですけども、逆に条例施設に、例えばですけども、今から条例施設にして指定管理を出して応募があるかどうかというのは、ちょっと表現悪いですけど。

**（橋下市長）**　やってみなきゃわかんないですね。１億円、施設運営補助を出して、仮に同じ補助を出してもっといい企画をやるとか、あり得ると思う。

**（改革ＰＴ）**　そういう意味で、私、再構築ということを申し上げましたけども、このままの事業では無理だと思うんですけど、むしろもっと民間に知恵を出していただいて、もう運営補助も賃料も、むしろ大阪市に収入が入るぐらいの新たな事業を再構築していただかないと、今のこのキッズプラザでは高コストのままでだめだということだと思います。そういう意味での一たん廃止というＰＴ試案と思っていただいたらいいんですけど。

**（教育委員会事務局）**　非常にそういう意味では要するにペイをしようと思うと、入館料をかなり高く設定しなきゃならなくなるんですけども、それを低く抑えて広く低年齢層の子どもさんに使っていただいて、子どもたちにとっては非常にプラスがあると、そこをいわゆる行政としてどう考えるかという。

**（（改革ＰＴ）**　もともとの話なんですけど、土地信託事業でそこを開発して、当時は関西テレビが入ってたんで、関西テレビがむしろ大阪市のほうに賃料を払うというスキームやったんです。それを土地信託の事業、一定集約するということで、基本的には関西テレビに買い取ってもらって、そのときのスキームとして、ここに書いてますように28年度末まで、ある程度一定の賃貸をしていこうというスキームになってますので、一つはここにも書いてますけど、実施時期なんかがそういう賃貸の物件をどないするのかとか、あるいは運営をどないするのかという一つの節目になるんかな。

**（橋下市長）**　だから、その賃貸借のところは対民間なんでいじれないにしても、それはだから28年度末のところで区切りはつけるというあれでも、それ以前のところで、この公社以外のところにもやってくれるところ、手挙げてくれれば企画内容から何から、

また変わるかもわかんないですしね、そういうことじゃないんですか、長沢さんが言われてる、違うんですか、29年前のところでも何か変えられないかという話なんですか。

**（改革ＰＴ）**　公社との契約がどうなってるんですかね、29年３月31日まで契約という、それが制約になるわけじゃないんですか。

**（橋下市長）**　賃貸借契約は29年までですよね。

**（改革ＰＴ）**　関テレとの賃貸借契約は38年度までありまして、別途、市と教育振興公社との契約が28年度まであると。

**（橋下市長）**　そっちが28年。

**（改革ＰＴ）**　その内容に制約がかかってくるのかこないのかということになると、その点はどうなんですか。

**（教育委員会事務局）**　一応、関西テレビさんと大阪市と教育振興公社、三者の契約になってまして、土地信託終わるときに、引き続き言うたら安い賃料で入るかわりに、一定期間は借り続けますというのが28年度末まで、それまでは解約しませんという前提になってるんですけども。したがって、事業が収束したとしても床だけ借りないかんという、あるいはそのことをめぐって関西テレビさんとやりとりをしないといけなくなりますので。

**（橋下市長）**　これでも、いや、ちょっと一般論なんですけど、行政がそんな長期契約とか結んじゃっていいんですかね、賃料の借り上げとか。何かそこがもうちょっと具体の関西テレビに対する何か便宜供与とか、いろんな事情があるのかもわかんないですけど、39年まで賃料フィックスということは、もう３億円幾らを何年契約、何年に契約結んだんですか。

**（改革ＰＴ）**　平成22年から17年間。

**（橋下市長）**　ということは、もう五十何億円税金を渡すということがもう確定しちゃってるわけでしょう。何かそれは時の状況とか政策とか何とかということ関係なく、そんなお金をぼんと渡しちゃっていいのかなと思うんですけどね。

**（教育委員会事務局）**　これ、ちょっと繰り返しになりますけど、信託事業の方法やったということと、市会から事業の存続についての附帯決議が出たということも含めてこういった契約をしてる。

**（橋下市長）**　だって、これだけ公の行政って単年度予算だとか言って、複数年できない

ことにもうわんわん、もうちょっと柔軟に複数年やったほうがいいんじゃないのかとか何とかって言っておきながら、予算とかこういうので十何年間、そのときの状況とか、そういう時の状況の変化とか考えずに五十何億円の支出というのは、要するに債務負担みたいなもんですけどね。そんなの普通はありなんですかね、何かちょっと。

**（教育委員会事務局）**　非常に異例やとは思います。

**（橋下市長）**　関西テレビ、ふだんあんだけ、やれ行政のチェックだどうのこうのと言ってて、自分のときだけこんな五十何億円、ちょっと何か違うような気がする、そこは事業が必要だということで契約をということで、行政対民の関係で賃料契約をするのはわかるんですけど、これはあのワッハ上方と同じ構造かなと思いましてね、これ何か納得できないような気しますけどね。もっと言えば、これはもう普通の僕の感想なんですけど、いや、そんな事業で安い施設で、子どもたちのために安い施設でとか何とかだったら、今度、また僕、見に行きますけど、浪速区にいっぱいあいてる土地あるじゃないですか、もう山ほど、そっちで安い料金でいくんだったらちょっとそっちで、あんな一等地の利便性の高いところを使うんだったら安い賃料になるように、キッザニアなんかやったらもう、あんなとこキッザニアで平米足りないのかもわかんないですけど、みんな利益出してるところも山ほどあるわけですし、何か公だから余り市場原理ということを重視しないのかもわかんないですけど、あそこでやるから、だからそこそこの金額を取ってあれをして、安い入場料でやるんだったら浪速区で余ってる土地を使いながらとか、何かそういう意味で、今さら言ってもしようがないですけど、まず一つは関西テレビに対する賃料は何か僕は腑に落ちないですね、何十年も。

**（改革ＰＴ）**　総合調整担当部長の田中です。

当初、信託事業のその信託をどういう理屈で信託して、信託事業者がだれか、そこからひもとかないと、それの中でこの賃料契約を結んでもらったのか、一回ちょっと見ないとわからないかと思います、そこがまず信託のあり方としてどうかを見ていく必要があるんかなと思います。

**（橋下市長）**　だからそこの賃料が３億五千何百万円、17年間でばちっと固めてしまうというのが、もうまさに時の状況やら何やらで変わってくることもあるだろう、そういうもの、これはもうだからそういう意味では政策的な要素より違う要素で50億円ぐらいの土地信託の何かその中でこうしようとなったんですかね。

**（改革ＰＴ）**　土地信託事業、基本的にちょっと正確ではないかもわかりませんが、30

年で収支見るみたいな感じですんで、恐らく売却した分とか、あるいは賃貸料入ってる分なんかをそれぐらいのスパンで見てそういう契約になってるんじゃないかと思う。

（橋下市長）　だから、ちょっと僕も土地信託の構造、またこれも教えてもらいたいんですけど、何か全体の収支を穴埋めするのにこのスキーム使ってるんじゃないですか。

（改革ＰＴ）　ちょっと僕も理解不足あるかもしれないですが、まず多分、キッズか、ああいう施設をつくるということで、自前でし、自前で建てるかどうかということで、多分、信託という手法でつくらせて、そのかわり賃借で借りるということで、例えば更地で大阪市が直接物を建てて行政目的を実現する場合も、ある程度、それは直接投資になるので、例えば信託という手法で建ててそこを借りるという例えば構造でやってたかもしれませんので、そのとき本来なら自前で大阪市が床を持つなりして、それは別に所有権を持たんでも、賃借権を持ってもいいけど、公の施設という位置づけをすればよかったのを、教育公社の事業という形でやって、その枠組みは当時はメリットがあったというか、判断があったと思いますので、多分そういう当時の判断としてはそれが一番ベターやという判断をされたのかなと思います。大阪市が負担を一番軽減する手法だったのかなと思うんですけど、ちょっとそこをひもとかないとわからない。

（橋下市長）　だから僕の認識は、なぜ長期の50億円ぐらいのお金をどういう仕組みで関西テレビのほうにこ枠組みを渡したのか、枠を渡したのかということと、それから運営。

（改革ＰＴ）　ちょっと大分キッズの運営をどうするかという問題と、今の土地信託の問題、分けて考えたほうがいいかなと思うんです。多分、また詳しくは御説明しますけども、信託事業、さっき言いましたように要は30年ぐらいのスパンで物事考えてやってますんで、恐らく17年、18年のときに土地信託事業を終了するときに、ずっと市が持ち続けたほうが利益が上がるのか、あるいはこの辺でもう処分して、ある程度の賃料を出したほうがいいのか、多分それは比較はしてると思いますので。

（橋下市長）　売却のときの条件。

（改革ＰＴ）　売却でずっと30年間持ち続けて長期的に大阪市が得になるのか、あるいはここでもうある程度終了して、ある程度賃料払うべきなのか。多分、その判断やと思いますので、それはそういうことなんですけど、あと、ですから28年度末までは結局、キッズプラザみたいな形で運営していかなければならないということになってるんで

すね。ですから、その辺が民間が入ってきて利益を得られるとかどうかという問題になると思う。

**（橋下市長）**　キッズプラザも28年度末まではそうやらなきゃいけないけど、本来だから運営主体は1,600万円赤だというんであれば、黒にしてみせるというところが出てこない、そういうのは一回、図ったんですかね、市役所で。

**（改革ＰＴ）**　これスキームが、我々ＰＴとしては28年度までは教育振興公社に大阪市が借りてるフロアというか床を使用貸借させなければならない義務があると、契約上、そういうことが大前提で我々考えてます。まずそれは間違いないですね。ですから我々が実施時期が28年度末というのを挙げてるのは、そこは再使用貸借というか、転貸というんですか、そういうことを教育振興公社がやるかどうかということ、それを承認するかどうかという方法あり得るにしてもちょっと現実的でない。そういうことで言うと、28年度末までは、今、教育長もおっしゃったように条例化すること自体が本当に可能なのかどうか、やるとすれば29年度から可能になるというそういうスキームにもうなっちゃってるというふうに理解します。

**（橋下市長）**　そこで、いや、ずっと聞いてて腑に落ちなかったのが、教育振興公社から賃料こっちがもらってる場合には振興公社の現場を勝手に一方的には切れないですけども、使用貸借であれば、貸し主のほうから目的達成で解除できますんで、やっぱりこっちは別に振興公社に何か負担をしてこっちが利益を得てるわけじゃなくて、逆にお金を出してるほうなんで、振興公社の権原については28年何ぼという契約はどっかで解約とか解除できるわけですよね。使用貸借であれば賃貸借と違って。

**（改革ＰＴ）**　目的が民法上定められてる解除理由、契約期間として。

**（橋下市長）**　あれ契約があった場合の使用貸借はだめでした。

**（改革ＰＴ）**　契約期間、契約が基本、ちょっと済みません。

**（橋下市長）**　でも、何かただで貸してるやつをずっと28年間貸し続けるのは。

**（改革ＰＴ）**　本来は目的が終了したときとかですね、任意で解除権、一般的に民法で認められてたと思うんですけど、契約期間の定めがですね。

**（改革ＰＴ）**　キッズの中の施設は教育振興公社の所有物になるんですか、中のいろんな施設、滑り台とか。

**（教育委員会事務局）**　はい、附帯設備は。

**（改革ＰＴ）**　だから一定の期間を前提に市場投下してるから、その回収期間を一定解約

早めちゃうと、また違約金の問題というか、向こうの予想外の損失という可能性もあるわけですか。

**（教育委員会事務局）**　公社との関係では。展示物は公社。

**（橋下市長）**　公社が金出してるんですか。

**（教育委員会事務局）**　はい。床を市から借りて、他の物件については公社が。

**（橋下市長）**　そういう巨大なジャングルジムや何やらというのは、あれ全部、振興公社がやってるんですか。物すごい設備です。

**（改革ＰＴ）**　補助は出してますけど。

**（教育委員会事務局）**　大阪市が補助して。

**（橋下市長）**　もう何か整理してもらって、振興公社がだからいい条件出してくれればいいと思うんですけども、ほかに機会与えていいんじゃないんですかね、それは。それだったら施設運営補助というのも、施設運営補助は年度ごとの予算でしょう、こんなの契約で縛られてないわけですから、もう当然のように２分の１なんて考えてもらわずに、28年度までの施設運営補助については、一回もうゼロベースでやって、あとは運営主体をとりあえず募って、振興公社が、でも、それやったら振興公社、もうやらんと言ってるんですかね、そんなことまで言われるんだったらやらんわ。赤字です。

**（教育委員会事務局）**　要はほかの上がりを順次繰り入れて。

**（橋下市長）**　やってやってるという意識。

**（教育委員会事務局）**　そもそもスタートがそういうことですので。

**（橋下市長）**　わかりました、一応。それで。

**（改革ＰＴ）**　そういう事情でほかが来ても、とても赤字を出す施設になってしまってるということで、賃借料も払いつつ、１億円の運営補助もし続けなければならないのであれば、その負担をほかのところで見てもらえないかという、28年度までの間。29年度に向けて長沢部長がおっしゃるように抜本的な再構築をしていただくということになろうかなと思ってます。ただ、そもそももうその時点になると、大阪市がどういう状況になってるかというのもございますんで基礎自治でやる仕事ではない。そのしかるべき運営主体でしっかり再構築してもらう、そういうふうな整理になるのかなと考えてます。

**（橋下市長）**　何かどっかに聞いてもらいたいんですけども、こういう事業、この施設運営補助、もうちょっと抑えるなり、仮に同じ金額だったとしても、今、振興公社がや

ってる以上の何か企画ができるのかとか、それから運営補助も２分の１というのをフィックスしちゃってるんで、４分の３が他の自治体の子どもたちが来てるのに、もう２分の１、施設運営補助ということですから金集めしなくてもよくなっちゃうんじゃないですか。これが多分、民間ベースの市場原理のほうになると、黒を出して自分たちの利益になるという前提であれば、他の自治体に回って、先ほどの病院の話じゃないですけども、入館者の子どもたちのあれを見て、こんだけおたくらのが来てるんだから出してくださいとかの話もあるかと思うんですけどね、大阪市だけの負担じゃなくて、周辺自治体に働きかけるとか。もうちょっとだから振興公社のほうとして、いや、1,600万円負担してやってやってるのに、そんな市長、もういいわ、何だと言われるようなことなのか、どうなのかわかんないですけど、ほかの案が何かないのかは28年度まででも、振興公社を否定してるわけじゃないんですけど、一生懸命やってくれてるとは思うんですけど、赤字の中で一生懸命やってくれてるとは思うんですけど、ただ、アイデア出しはそういうこと、募ってもいいんじゃないでしょうかね。振興公社としては納得できんから、ほんなら絶対おれたちがやるんだという話になるのか、そんだけのことで言うところが出てきたら、それじゃ今から渡してもいいよということになるのか、ちょっと見てみたいなという気がするんですけどね。一等地のあの施設だから何かやりようがないのかなという思いがあるんですが。

**（教育委員会事務局）**　公社としてはもともとのスタートからこうした事業でやってますので、やらされてる感は全くないです。

**（橋下市長）**　ないですか。

**（教育委員会事務局）**　はい、キッズプラザをいかに効率よく運営するかということについても日々いろいろやってくれてますし、むしろ公社総体でキッズ事業を支えてるということで、やらされてるということはありません。

**（橋下市長）**　そうですか。そのアイデアをだからほかのところに聞いてみるというのは。

**（改革ＰＴ）**　それ、どっかで期限を切ってやっていただくということで、今のＰＴ試案では28年度まではなかなかさわれないなということになってますけれども、期限を切って、そういうリサーチなり、そういうふうにしていただいて、今の枠組みの中でも可能な改善策みたいなものを示していただくということ。

**（橋下市長）**　でも、こっち側サイドのほうでそれをやると、自分らの事業なのに他社を募るというのは何かおかしな。

（改革ＰＴ）　教育委員会のほうでということ。

（橋下市長）　教育委員会は振興公社と関係あるからなかなかあれなんじゃないですか。

（改革ＰＴ）　それは別団体なんで、やはり事業を所管してるところが事業の成果をいかに上げるかという視点で、税金の使い道といいますか、成果をどう上げるかという視点で御検討いただくのが、でないと、やるところがほかに大阪市の中であるのかどうかという問題ありますんで、この４億5,000万円を支払う上ではもっと効果を上げてもらう運営主体をどう探していくのか、あるいは逆にもう少し軽減するような努力をしてもらえる運営主体をどう探していくのかというと、御検討いただくのは教育委員会かなと思うんですけれども。

（教育委員会事務局）　うちが予算をいただいて、うちの費用としてやってるわけですから、責任はうちですんで、うちで検討はさせていただきます。

（橋下市長）　だから、その手続がないと施設運営補助についての予算執行というのはちょっと待ってくださいよというのは、そこは局側のある種、権限にもなるのかなと思うんですけどね。年度ごとに２分の１ずっと施設運営補助をやり続けるということではないですね、これは年度ごとなんですよね。

（教育委員会事務局）　そうです。

（橋下市長）　だから、そこはやっぱりきちっとそういうことを募って見せてほしいというのがあるんですけどね。今、大号令かけて、一つの団体に固定するんじゃなくて、いろんなところに機会を与えて切磋琢磨して、補助をうっていきましょうというのをもう市政運営の大方針にしてますから、ちょっと枠組みがあっても、それは見せてもらわないとというのがあるんですけどね。

（教育委員会事務局）　将来的な姿、当然のことですけど、これまでもいろいろ運営については内部でも議論してますけれども、引き続き先ほどの条例化の問題も含めて、こちらのほうとしてもいろいろと議論したいと思います。

（事務局）　それでは議論を終わらせていただきます。